

平成 27 年 9 月 25 日提出

(宛先) 鎌倉市議会議長

議員名 上畠 寛弘

### 外国人の不法就労と治安に関する質問主意書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定により次のとおり質問する。

1 件名

外国人の不法就労と治安改善

2 質問の要旨

1. 今夏、鎌倉市の海水浴場に於いては、出入国管理及び難民認定法に違反する外国人の不法就労実態があったとの情報提供を受けたが鎌倉市として把握しているのか。
2. 然るに鎌倉市の治安改善の為には、閉店時間の徹底など営業ルールを厳守することが求められると思うが、それ以前に様々な法律を遵守することが絶対であると思うが如何か。
3. 毎日、朝の開店から閉店時間まで海の家営業という単純労務に就くことは前述の出入国管理及び難民認定法と労働基準法に違反するか。
4. 入国管理局や労働基準監督署と協力、連携する考えはあるか。来夏の対策の為、必須である。

3 答弁を求める者

市長

4 答弁の期限

㊦ (平成 27 年 9 月 28 日まで) ・ 無

(理由：緊急質問や観光厚生常任委員会で番外質問を検討する為、速やかに答弁を求める。又、平成 27 年 10 月 2 日に法務省に対して、松中議員と共に、面談予定として、入国管理局担当の法務大臣政務官に対して陳情を予定している。)